

個人がすべきこと



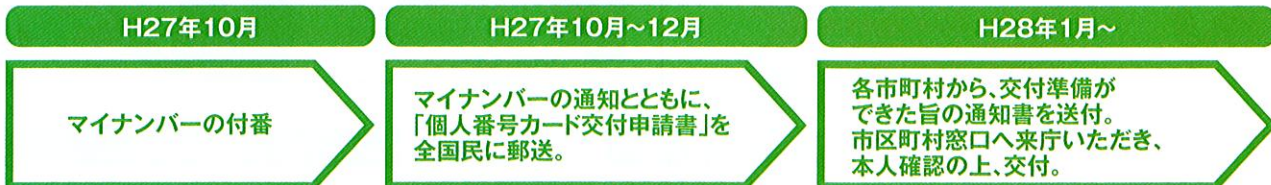
具体的スケジュール

H27年10月に「通知カード(紙製)」が届きます。初めて自分のマイナンバーを目にすることになります。自分の好きな番号に変更することはできません。「全世界に簡易書留で郵送されるため来庁する必要はありません」と広報されていますが、留守にすると11月にずれ込んだり、郵便局に取りに行かなければならなくなるのでは?と予想しています。なにせ5,400万世帯への簡易書留ですから郵便局の業務も大変なはずですよ。

なお、この通知には、「個人番号カードの交付申請書」が同封されています。

| 通知カード | |
|-----------|---------------|
| 個人番号 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 指 名 | 番号花子 |
| 住 所 | △県〇市□町1-1-1 |
| 平成〇年□月△日生 | 性別 女 |
| 発行 | 平成〇〇年〇月〇日 〇市長 |

(案)



「個人番号カード」の交付申請

「個人番号カード」とは免許証のようなイメージのものです。表面には写真が入っており身分証明書としても利用できます。裏面には、個人番号(マイナンバー)が記載されていますので、法律の目的以外に提示したり、コピーを渡したりしてはいけません。ICチップが内蔵されており、各種電子申請が行える予定です。

「個人番号カード」は交付申請が必要です。前述の「個人番号カードの交付申請書」に押印して返信用封筒で申請できます。スマートフォンで写真を撮ってのオンラインでの申請も可能とされており、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定しています。

従来の「住民基本台帳カード」は発行手数料がかかりましたが、こちらのカードは当面、発行手数料は無料です。聞くところによると1枚あたりの原価は4,980円ともいわれています。早めの申請をおすすめします。



会社がすべきこと



社会保障(雇用保険、健康保険、厚生年金等)と、税の手続きでマイナンバーが必要になります。

H28年1月以降、社員が入社する際、雇用保険の資格取得届にマイナンバーを記載しなければなりません。

H28年分の、源泉徴収票、法定調書等に個人番号の記載が必要です。

健康保険・厚生年金については行政だけではなく、健康保険組合などもマイナンバーを利用するための準備が必要になります。そのため1年遅れのH29年1月から個人番号を届けることとなります。

制度スタートまでのスケジュール



会社は、本年10月から社員の個人番号の取得をしなければなりません。扶養家族がいる場合は扶養家族の個人番号も必要になります。さらに短期のアルバイトや、講演料を外部講師へ支払う場合も個人番号が必要になります。

よくわかる

「マイナンバー制度」と、企業が講ずべき対策

テラダ労務経営プランニング 特定社会保険労務士 寺田 美津司
(埼玉県社会保険労務士会川口支部支部長)



約2か月後、平成27年10月、住民票を有する国民一人一人に12桁の個人番号(=「マイナンバー」)が通知されます。この番号は生まれたばかりの赤ちゃんから、年金生活のお年寄りまで、また中長期在留をしている外国人の方にも通知されます。また、個人番号は一生変わらないもので、大切に厳重に扱わなければなりません。

この通知が届いたらどうすればよいのか?会社はどんな対策をしなければならないのか?説明させていただきます。国民生活を支える社会的基盤として導入される社会保障・税番号制度。十分な準備をして制度施行に臨みましょう。

注)正式には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」といいますが、「マイナンバー法」とも表記します。本文中の「個人番号」、「マイナンバー」は同じ意味で使用します。図表などは内閣府、特定個人情報保護委員会、厚生労働省等、行政機関のガイドラインなどの資料を引用しています。

マイナンバーは何に利用するのか?

当面は、①社会保障、②税、③災害対策の3つの分野のみに利用に限定されます。やがては、健康保険証としての利用や、民間での利用も検討されています。

社会保障

税

災害対策

マイナンバーをなぜ導入するのか?

たとえば結婚して氏名が変わるとき、市役所へ届けたり、健康保険組合や年金事務所、ハローワークなどへの氏名変更届が必要です。マイナンバー制度の導入でこれらが一元化されることにより国民の負担は軽減されます。たとえば所得が少ないので国民年金保険料を下げる場合の手続きなども簡素化されます。また行政機関から様々な関連するサービスのお知らせなどを受け取ったりできるようになります。

(→①国民の利便性)

それらを処理する行政機関の労力が大幅に削減されます。

(→②行政の効率化)

さらに所得や、社会保障の受給状況を把握しやすくなります。これは、負担を不当に免れることや、給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

(→③公平・公正な社会の実現)

(3)マイナンバーの保管・廃棄

マイナンバーを含む個人情報は、必要がある場合だけ保管が認められます。会社に在籍中で継続的な雇用関係がある場合や、法令で一定期間保存が義務付けられている場合などです。



必要なくなったらマイナンバーを廃棄または削除しなければなりません。私は廃棄の管理が最も難しいと感じています。たとえば、紙の一覧で管理していたらその部分を黒く塗りつぶしたり(マスキング)、切り取って廃棄するなどの作業が必要になります。エクセルなどのソフトで管理した場合(バックアップデータを含め)、マイナンバーデータを削除する必要があります。健康保険・厚生年金の資格取得届の控(コピー)を保管していたら、退職した社員の個人番号の部分だけ削除・廃棄が必要になります。

(4)安全管理措置【社内の体制】

会社はマイナンバーを含む個人情報(以後「特定個人情報」という)が漏洩しないよう適切かつ安全な管理体制を構築しなければなりません。



- 「取扱規程等」とは、人事部等でマイナンバーを扱う担当者のマニュアルや事務フローなどの手順を示した文書です。
- 「組織的」な措置とは、担当者を明確にすること、責任者を明確にすること等です。
- 「人的」な措置とは、従業員の監督・教育です。「就業規則」などにも、会社へのマイナンバーの提示義務を定めたり、特定個人情報の扱いに関する「服務規定」や、「罰則規定」の整備が必要です。
- 「物理的」な措置とは、特定個人情報等の漏えい・盗難等を防ぐ措置で、具体的には、壁又は間仕切り等の設置、のぞき見されない場所等の座席配置や、鍵付きのキャビネットに書類を保管することなどが考えられます。
- 「技術的」な措置とは、担当者を限定するためのアクセス制御を行うことや、ウイルス対策ソフトウェアの導入等です。

(5)安全管理措置【外部委託】

外部委託におけるマイナンバーの取り扱いですが、従来のように雇用保険、健康保険、厚生年金、介護保険、児童手当等、労働・社会保険諸法令に関する事務を社会保険労務士に、税金に関する事務を税理士に委託することは認められます。

ただし、番号法に基づき委託先(社労士事務所、税理士事務所)における安全管理措置も、委託元の会社が監督を行わなければならない。



ちなみに社労士会としても自らガイドラインを定め、当該手続において使用する特定個人情報について、適正かつ安全管理措置が講じていることを顧問先に説明できるようにしています。

会社がすべき注意点

(1)マイナンバーの取得

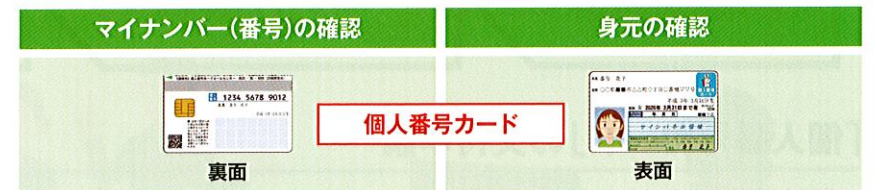
社員のマイナンバーは厳重な管理が必要なので社内でもマイナンバーを扱う担当者を限定する必要があります。マイナンバーを扱う部屋(場所)も、内閣府が中小企業向けに作っているガイドラインによれば、右記の図のように担当者以外からのぞき見されない区画で扱う工夫を求めています。

マイナンバー取得の際、他人の番号を使ってしまふなどの「なりすまし」を防止するために個人番号(マイナンバー)と身元確認が必要になります。

担当者以外からむやみに覗き見されない工夫を!



①社員が、顔写真入りの「個人番号カード」を提示した場合は、裏面で個人番号(マイナンバー)を確認し、表面の顔写真で本人である身元の確認が可能です。



②社員が、顔写真の無い「通知カード」や、「マイナンバー付きの住民票」を提示した場合は、それらで個人番号(マイナンバー)を確認し、プラスして、運転免許証やパスポートなどで本人であることの身元の確認が必要になります。



(2)マイナンバーの利用・提供

民間事業者によるマイナンバーの取得および利用・提供は、法律で定められた税と社会保険の手続のみ可能で、それ以外の目的で取得することはできません。マイナンバーを社員番号にしたり、個人客の顧客番号にしたりすることはできません。マイナンバーの取得の際にはあらかじめ利用目的を特定して取得する必要があります。

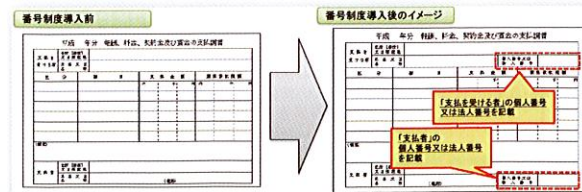
【利用目的の特定の例】

- ・個人番号を「雇用保険・健康保険・厚生年金保険届出事務」で利用しますので総務部〇〇までお知らせください。
- ・個人番号を「源泉徴収票作成事務」で利用しますのでお知らせください。

■雇用保険の資格取得届

H28年1月からの届出用紙には個人番号(マイナンバー)の記載欄が設けられています。

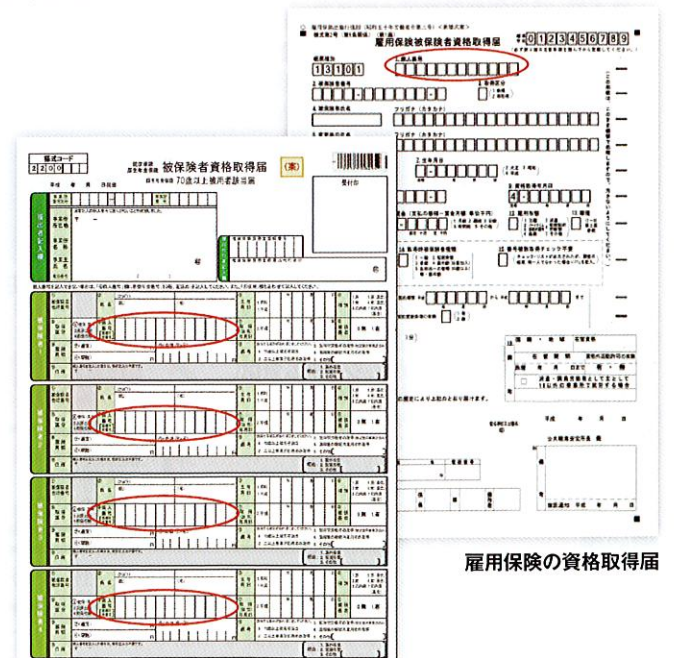
■税の法定調書も、マイナンバーの記載欄も加わり、A6サイズからA5サイズへ用紙サイズも大きくなります



■健康保険・厚生年金の資格取得届

H29年1月からの届出用紙には個人番号(マイナンバー)の記載欄が設けられています。

※1枚で4名まで届出できますが、書類の控えなどコピーしてしまうと、社員が退職した場合、その社員の個人番号部分を廃棄(黒く塗りつぶすか、切り取るなど)する必要があります。



健康保険・厚生年金の資格取得届